■住民税■所得税■復興特別所得税

申告会場は文化センター

開設期間 2月12日、13日、25日～3月16日

令和元年分

税の申告会場を2月25日（火）から3月16日（月）まで、文化センターで開設します。土・日曜日は開設しません。

また、2月12日（水）・13日（木）は税理士や税務署職員等による申告相談・受付をします（2月17日〈月〉からは宇治税務署にも申告会場が開設されます）。

忘れずに申告しましょう

国や地方公共団体（都道府県や市区町村）が、社会保障の充実、住宅や道路、河川等の整備、教育や科学技術の振興などの事業を進める主な財源は、税金によって賄われています。

税の申告は、学校、道路、公園などの公共施設の維持管理や公共サービスを提供するための財源を確保する大切な手続きです。また、国民健康保険料や介護保険料などの算定、児童手当などの受給判定にも必要です。忘れずに申告しましょう。

住民税（市民税・府民税）

◆お問い合わせ　税務課市民税係　☎（983・1113）（983・2164）

●申告に必要な主なもの

▽給与所得者で、勤務先から市に「給与支払報告書」が提出されなかった人＝源泉徴収票

▽国民年金に加入している人＝保険料の控除証明書

▽生命保険料、地震保険料控除証明書

▽雑損控除を受けるとき＝り災証明書、被害を受けた資産・取得年月・取得価額・床面積等のわかるもの（売買契約書等）、修繕費等の災害関連支出の領収書、保険金等で補てんされる金額のわかる書類

▽寄附金控除を受けるとき＝寄附金の控除証明書、または領収書

▽医療費控除を受けるとき＝医療費控除の明細書（領収書の添付は不要ですが、5年間の保管が必要です）

※医療費控除の明細書は、年間に支払った金額と保険金等で補てんされた金額を、医療を受けた人・病院等ごとに集計して事前に作成してください。

※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます（医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです）。

▽国民健康保険などに加入している人＝領収書（提示もしくは、その額を申告してください）

▽印かん

▽マイナンバーの関係書類

（1）本人が申告書を提出する場合＝【番号確認書類】（郵送時は、写しを同封）

（2）代理人が申告書を提出する場合＝【委任者の番号確認書類＋代理人の身元確認書類＋①】（郵送時は、写しを同封）

①以下の書類を1点

委任者のマイナンバーカード、委任者の健康保険証、任意代理人の場合は、委任状（委任者の住所・氏名・生年月日・押印、代理人の住所・氏名・生年月日、申告書を代理人に提出させる旨を記載）。法定代理人の場合は、戸籍謄本

※番号確認書類とは、マイナンバーカード／通知カード／マイナンバー記載の住民票の写し

※身元確認書類とは、マイナンバーカード／運転免許証／公的医療保険の被保険者証など

税の申告に関するフローチャート

（一般的ケースですので、詳細は税務課市民税係へお問合せください。）

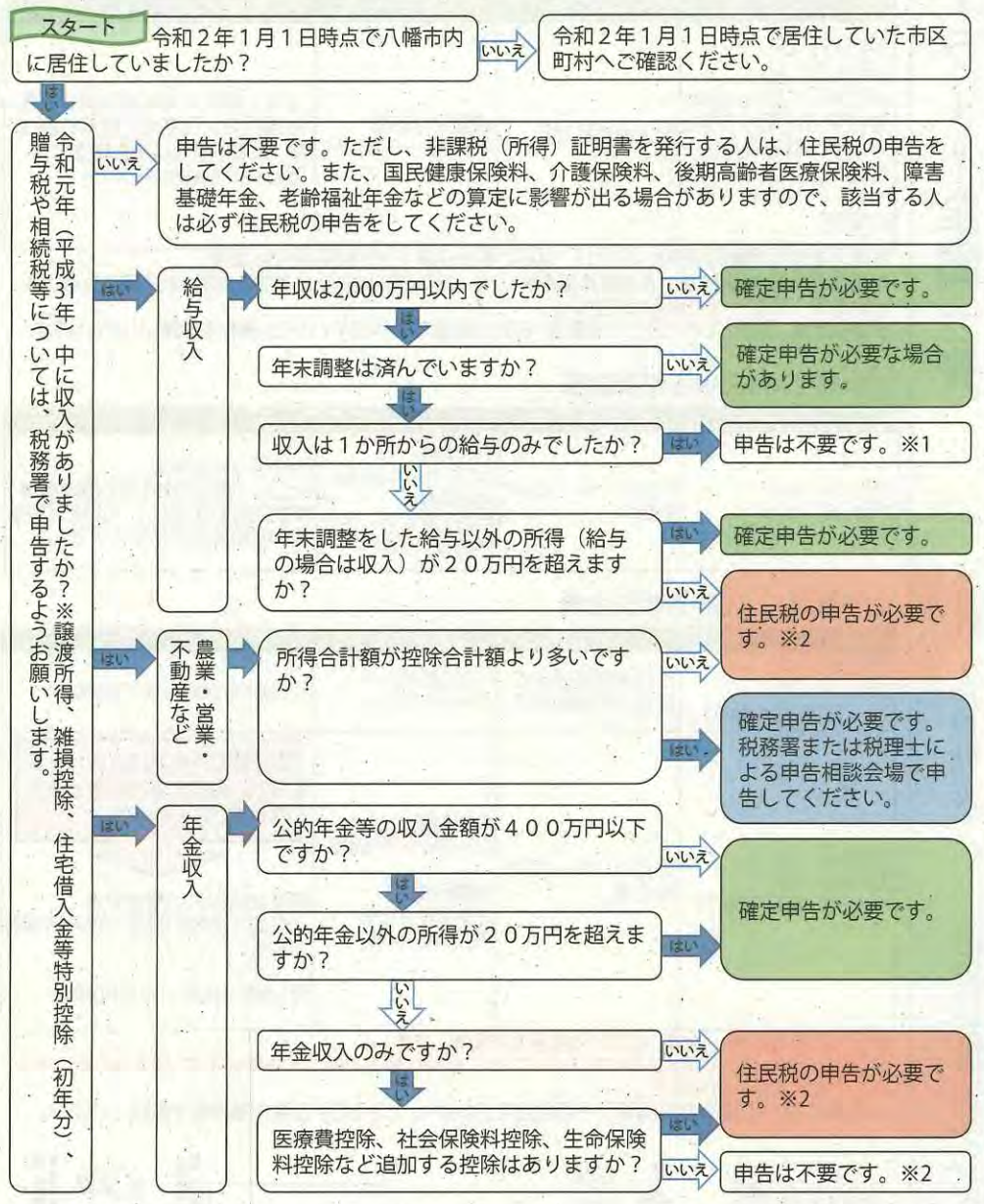

※1　勤務先から市に「給与支払報告書」が提出されなかった人は、住民税の申告をしてください。また、確定申告をすると、源泉徴収された所得税および復興特別所得税が還付される場合があります。

※2　所得税および復興特別所得税の還付が生じる場合は、確定申告ができます。

各申告会場の開設日時や申告の種類など、詳しくは次面（4面）をご覧ください。

◆お問い合わせ　宇治税務署　☎0774-44-4141

（自動音声に従って電話機を操作してください）

【国税庁ＨＰ「確定申告書等作成コーナー」の利用勧奨について】

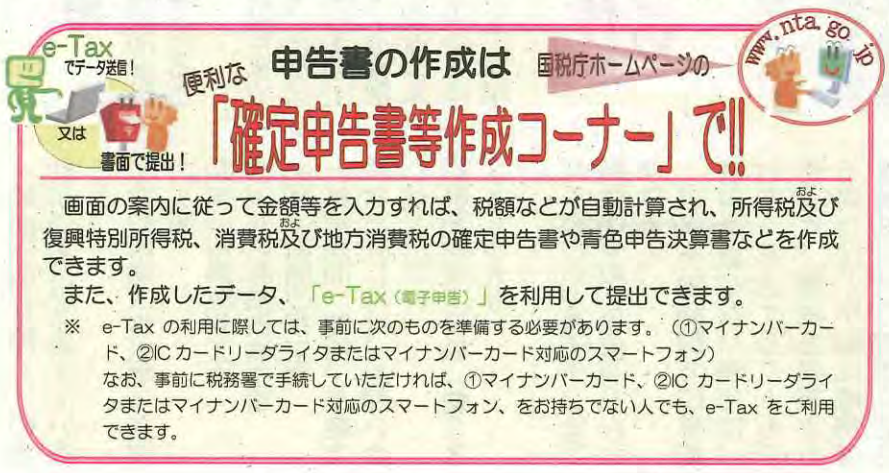

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の確定申告書や青色申告決算書などを作成できます。

また、作成したデータ、「e-Tax（電子申告）」を利用して提出できます。

※　e-Tax の利用に際しては、事前に次のものを準備する必要があります。（①マイナンバーカード、②IC カードリーダライタまたはマイナンバーカード対応のスマートフォン）

なお、事前に税務署で手続していただければ、①マイナンバーカード、②IC カードリーダライタまたはマイナンバーカード対応のスマートフォン、をお持ちでない人でも、e-Tax をご利用できます。

所得税および復興特別所得税（国税）

●市文化センター申告相談会場で必要なもの

住民税の申告の「●申告に必要な主なもの」（ただし、2月25日以降、マイナンバー関係書類は原本の「写し」が必要）、申告相談者の口座情報がわかるもの（還付申告の場合のみ）

公的年金等を受給されている人へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下（※）であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税および復興特別所得税の確定申告は必要ありません。

◆所得税および復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告をする必要があります。

◆確定申告書の作成に当たっては、復興特別所得税の記入を忘れずにお願いします。

◆所得税および復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。住民税に関しては、市役所税務課市民税係にお尋ねください。

（※）複数から受給されている場合は、その合計額です。